

## 新型コロナ感染対策フローチャート（職員が感染疑い）

職員：出社前に必ず検温を！！

- ① 37.5℃前後の発熱がある。
- ② 咳、倦怠感があり、いつもと違う：風邪等の症状、消化器症状、嗅覚・味覚障害等がある

- ① 出社せず管理者等へ連絡する。
- ② 当日は休み、1日様子をみる。

勤務調整

（必要時、総務課へ連絡する。）

当日の夕方、様子を管理者等へ報告する。

翌日、熱がない場合も、管理者等に相談して出社を決定する。  
自己判断で出社しない。

翌日以降、症状が改善しない時は自宅で療養し、管理者等へ連絡する。

勤務調整  
総務課へ連絡する。

### 受診について

- ① 「症状の目安（次ページ）」や「疑似症」の定義に当てはまる場合  
咳エチケットを確実に実施した上で、速やかに居住地の保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談する。相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合は、「帰国者・接触者外来」を紹介される。  
伊丹健康福祉事務所：072-785-9437（平日 9時～17時30分）  
兵庫県コールセンター：078-362-9980（休日、夜間 17時30分～翌9時）
- ② 「症状の目安」や「疑似症」の定義に当てはまらない場合  
かかりつけ医に相談の上、咳エチケットを実施して受診する。

PCR検査を受けた場合は判定が出るまで自宅で待機する。  
検査結果を管理者等へ報告する。

## 症状の目安

- ①風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければいけない時を含む)
- ②強いたるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

## 感染が疑われる要件 (現時点の目安で、変更の可能性があります)

- ①発熱(37.5 度以上) または息苦しきの呼吸器症状を有し、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴がある。
- ②下記の A・B を満たすもの。
  - A: 発熱(37.5 度以上) かつ息苦しきの呼吸器症状を有している。
  - B: 発症から 2 週間以内に、(ア)・(イ) のいずれかを満たす。
    - (ア) 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域への渡航または居住歴がある。
    - (イ) 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域への渡航または居住歴がある人との濃厚接触歴がある。
- ③医師が、新型コロナウイルス感染症の疑いを持つもの。

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものです。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの